

# 令和3年からのバイクのナンバープレート！角度や違反になる状態解説

2023年7月15日



バイクのナンバープレートについては様々な意見が飛び交う部位でもありますよね？

バイクのカスタム定番の中には「フェンダーレス化」といって、ナンバーを最初の位置から少しズラすカスタムもあり、これにも注意が必要となります。

ナンバープレートは正直言ってバイクにとっては不要であり、バイクの見た目の邪魔をする要素でしかありませんが、**日本で公道をバイクで走行するには必要不可欠なもの**なので違反になってしまう基準をしっかりと覚えておきましょう。

- ナンバープレートの角度ってどこまで大丈夫なのかな...
- 人によっていう事は違うけど、どこまでがOKなのかな...
- バイクを買った/買うけどフェンダーレスしても大丈夫かな...

こんな人におすすめです。

ナンバープレートの角度については法律的に違反か、違反では無いか...という分け方は出来ませんがはっきり言って違反とするかどうかは警察官1人1人によるところが大きいです。

法的に基準が設けてはありますが、法律の文って何度読んでみてもはっきり白黒つけにくい部分ってありますよね？バイクをパッと見た様子では分からない部分もありますし、警察官も人間なので判断が難しいという場合もあります。

そんな感じで警察官に聞いても全員が同じ答えを出せる事はまず無いと言えるのです…

## 目次

- [令和3年からのバイクのナンバープレート！角度や違反になる状態解説](#)
  - [確実に違反！しょっ引かれる確率大なナンバープレート](#)
  - [2021年3月31日登録車両と4月1日登録車両で境となるルール](#)
  - [新基準はこんな感じ](#)
  - [新基準は2021年4月からではなく、10月からに変更された](#)
- [まとめ：少しでも不安なら大人しくしておく事！](#)

令和3年からのバイクのナンバープレート！角度や違反になる状態解説

「警察官が全員同じ答えを出す事は無い」と言ってもあからさまな状態や、パッと見でも違法と分かる状態はもちろん処罰対象となります。

そして、グレーゾーンや曖昧なものに関して不安に思うのであれば...

- ノーマルの状態から変えない
- フェンダーレスなどのカスタムをしても、ノーマルと同じ角度にする

と、しておけばほぼ確実に違法にはならないので不安だと思う人は下手に冒険せずに上記の方法を取りましょう！

とは言っても...カスタムはバイクの楽しみ方の1つであり、やっぱりカスタムしたい！という意見も分かるので「違法なナンバープレートの取り付けをしている」という事でしょっ引かれない為に詳しく解説していきますね！

**確実に違反！しょっ引かれる確率大なナンバープレート**



まず、車とバイクのナンバープレートの基準は違うという事を覚えておいて下さい。

車では大丈夫なのにバイクではダメなんておかしいよ！

なんて事を言ったところで...そう決まっていると言うしかありませんので、車のナンバープレートについてはひとまず忘れましょうね。

**縦付けは違反（回転させる事が既に違反）**

▲アメリカンや、ストリート系で良く見る「サイドナンバープレート縦付け」は違反になります。

ナンバープレートを回転する事自体が違反とされるので、回転は何度までOK?なんて言っても横づけ状態から少しでも回転していればアウトなので斜めでももちろんダメです。

参考...

本来であれば少しでも回転していればアウトですが、若干の取り付けミスやステーの若干の傾き・ぶつけた引っ掛けたなどの**故意に角度を変えているのであれば大丈夫か**と思われま

す。ただ、気づいても直さなければ故意となりますので注意が必要です?

そもそもサイドナンバープレートが違反なんだっけ?

サイドナンバープレート自体は違反では無く、ナンバープレートを標準の横向きから回転角度を変えたものが違反となっています。

▲これならサイドナンバープレートですが、標準の横向きナンバープレートなので違反とはなりません。

**カバーは違反**



主にナンバープレートの保護目的で使用される「ナンバープレートカバー」も違反となります。

基本的にナンバープレートの前面（数字側）に何かを付けるという事は違反になるという考えを持っていれば大丈夫でしょう。

参考...

バイクのナンバープレートのルールでは、「自賠責保険シール/車検シール」

以外のシールやステッカーを貼るだけでも違反となります。



## ナンバープレートそのものの加工は違反（折り曲げ/カットなど）

ナンバープレートを加工する事は違反となります。

▲多いのはナンバープレートの折り曲げですね。原付スクーターに多く見られます。

ナンバープレート自体に手を加える事が NG であり、それは不慮の事故で起こった事でも同様です。基本的に故意でなければ問題無いとされるようですが、気づいて直さなかった時点で故意になるので再交付を受けましょう。



にわとり君

立ちごげや、オフロード走行時に曲がっちゃった場合も直さないだね！



パンダ先生

カット（切る）なんてのももちろん違反だね！

参考...

ちょっと歪んでしまった程度であれば、真っすぐにし直せばOKだったりする事もあるようですが、心配なら万全を期して再交付しましょうね！

ここまでのしょっ引かれるナンバープレートの状態シリーズは基本的には道路運送車両法に則ったものとなっており、この道路運送車両法は原付に関してはその影響は受けないんですよ！

え！？じゃあ原付はここまでの説明の違反行為をしても大丈夫って事？ナンバー折り曲げとかって実はOK...?

って思うでしょ？でも道路運送車両法には影響は受けないけど他で原付に適應される物でダメと言われているんだよね！

参考...

中型/大型バイクや自動車は「道路運送車両法（国交省）」が適應されますが、原付や小型特殊は「地方税法」が適應される為、中型バイクなどのルールが必ずしも原付にも適應されるとは言えないのです。

しかし、ナンバープレートの折り曲げなど”見えにくくする事”は道路交通規則で禁止されているので結果的に中型バイクなどの違反は原付でも同じように考えていた方が良くというわけなのです。

## **2021年3月31日登録車両と4月1日登録車両で境となる ルール**

ここまで違反（NG）と解説したものは、**何年何月登録など関係無くやっていれば違反となるナンバープレートの状態**でした。

ここからは2021年3月末日までの登録と4月1日以降の登録を境とし、ルールが改正されるものについて解説していきます。

### **ナンバープレートフレームやホルダー**

※ここでの購入（登録）年月日は初の車両登録...つまり**一度もナンバーが交付**

**されていないバイクに初めてナンバーを交付した年月日の事**を言います。

ナンバープレートフレームは NG だが、ホルダーの場合は OK となります。具

体的には以下となります。

購入(登録)年月日	概要
2021年3月31日以前	ナンバーがしっかりと見える状態なら OK
2021年4月1日以降	完全禁止

となっています。

名前だけではイメージできない人もいるかと思います。なので「フレーム/ホ

ルダー」という名前ではなくどのような状態が OK か NG かを覚えておくとも良

いでしょう！

**OK なタイプ**

▲画像のようなものは違反になりません。

どういふことかと言うと...ナンバープレートの背面に添板のようにして装着するタイプであれば大丈夫になります。

NG なタイプ



画像のようなものは違反となります。

どういう事かと言うと...ナンバープレート前面（数字側）の方に来ているからと言う事になります。新基準の前までは「数字等がしっかりと視認できる状態」であれば OK です（だったと思う）が、新基準から完全に NG となります。



にわとり君

つまり...背面のみに付ける物は OK だけど、少しでも前面に出る物は NG なんだね！



パンダ先生

そう！これからは数字が見えているから...とか全く関係なく前面に少しでも来るものは何でも NG という事になるのだ！

緑枠の上でも前面なので NG となるので、前面に影響を与える場合は全てダメだという認識を持っておきましょうね！

### ナンバープレートのボルトに関するルールがある

▲同様にナンバープレート取り付けボルトにもルールが存在します。（ナンバープレートマウントボルトと言います）

ナンバープレートのボルト部に関しては2つのタイプがあります。

- ドレスアップ目的のボルト自体が変わった形の物
- ボルト保護の目的などで上からキャップとして被せる物

があります。キャップを使用しているバイクはあまり見た事はありませんが、  
解説しておく必要はあるでしょう。

購入(登録)年月日	概要
2021年3月31日以前	ナンバーがしっかりと見える状態なら OK
2021年4月1日以降	直径 28mm 厚み 9mm 以下であること

と新基準では大きさに対しての規制が入ります。なので、なんでもかんでもつけて良いというわけにはいきません。（普通のボルトでも頭の大きさが基準から外れるものも NG です）

バイクではマウントボルトを変更している場合はあまり見た事は無いですが、  
2021年4月以降の購入（登録）バイクで変更したいというのであれば新基準を参考に選びましょう。

## 取り付け角度

ナンバープレートの角度についても新基準から変わります。

購入(登録)年月日	概要
2021年3月31日以前	後方から確認できる状態なら OK
2021年4月1日以降	上向き 40 度、下向き 15 度以内

となります。



▲上向きと言うのはナンバープレートの数字がより上に向く事、下向きと言うのは数字がより下に向く事です。

今までの後方から確認できるって曖昧な状態だったのが、数値として明確化されたね！

ちなみに角度は、地面との垂直を起点としてという感じだね！

▲車検時や警察官を見つけた時にすぐに角度を直せるから...と、こんなものを付けるのも禁止です。

このような**角度調整機能付きステー**を付けている事自体が違反となるので、角度が違反じゃなくてもこれが付いているのを理由に罰則が課されますよ！

**裏ペタはどのようなのだろう？**

裏ペタとはリアフェンダーやシートカウル裏に張りつけるように設置させる方法を言います。

▲このような状態を裏ペタと言います。

この装着方法は、新基準以前から疑問視されていますが新基準不適合のバイクでもグレーゾーンであり、新基準適合バイクで角度が守られていてもグレーゾーンとなります。

ただ1つ言える事は警察官に直接どうなのか？と聞くと多くの警察官が「NG/やめて欲しい」という回答をされることは簡単に想像できますね...走行中に見られた場合追いかけるかは完全に運となります。

が、少しでも不安というのであればそんな挑戦はしない方が良いですね！

## 新基準はこんな感じ

項目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート			
		ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート	
位置	番号（ナンバープレートのすべての文字をいう。以下、同じ。）の識別に支障が生じないように、見やすい位置				
角度	上下向き <sup>※1</sup>	上向き10°～ 下向き10°	上向き45°～ 下向き5° 1.2m以下	上向き25°～ 下向き15° 1.2m超	上向き40°～ 下向き15°
	左右向き <sup>※1</sup>	左向き10°～ 左右向き0°	左向き5°～左右向き0°		左右向き0°
	回転	水平			
被覆・汚れ・ 物品の取付け	禁止（封印、検査標章・保険標章等、下記のフレーム・ボルトカバーを除く。）				
フレーム <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幅<sup>※2</sup>が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下</li> <li>●厚さ<sup>※3</sup>が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下</li> <li>●脱落するおそれのないもの</li> </ul>				禁止
ボルトカバー <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの</li> <li>●厚さが<sup>※3</sup>9mm以下</li> <li>●脱落するおそれのないもの</li> </ul>				
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●確実に取り付けていること</li> <li>●折り返されていないこと、表裏・上下が逆でないこと等、番号の識別に支障が生じないこと</li> </ul>				

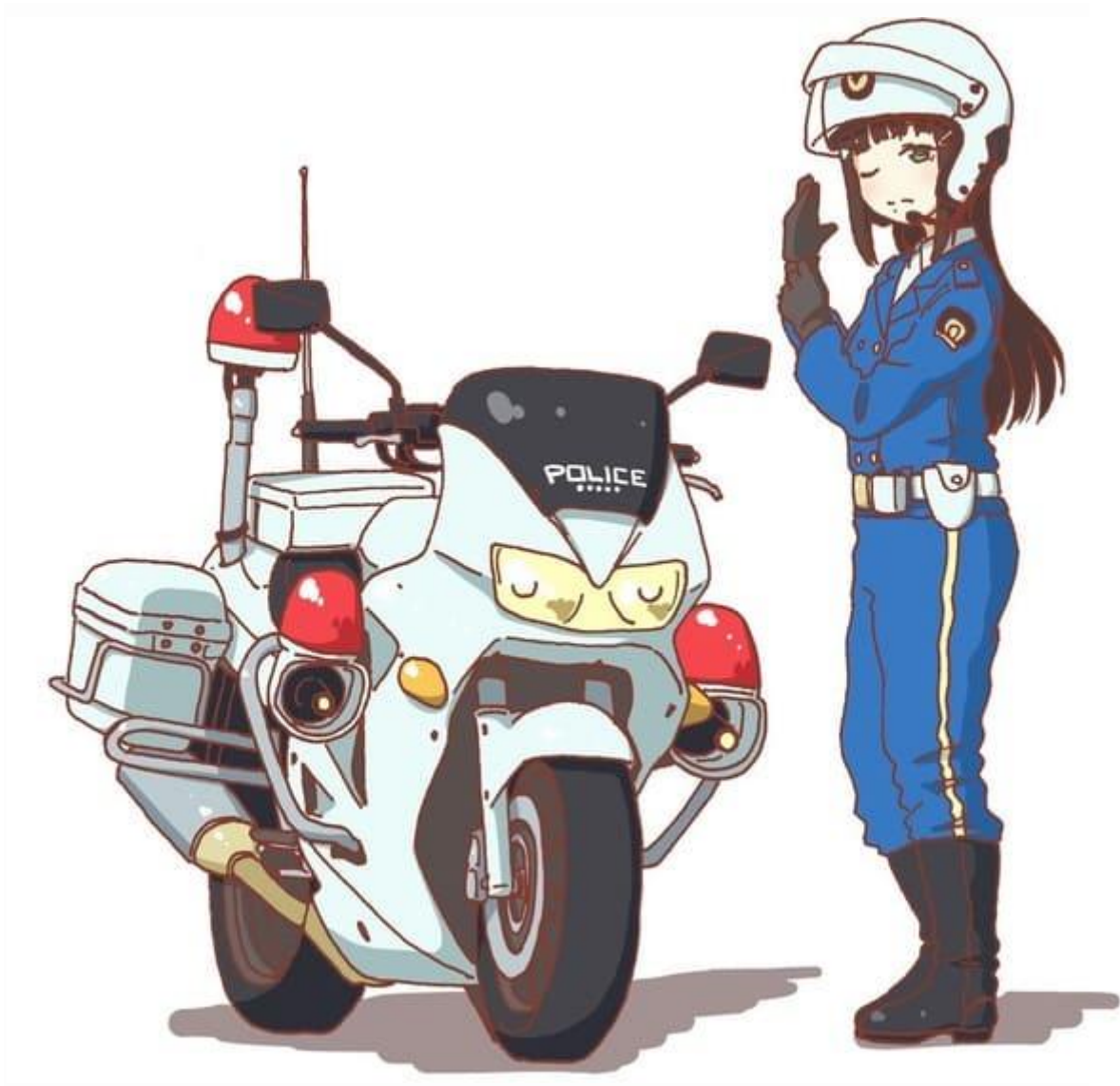
※1 角度（上下向き・左右向き）、フレーム、ボルトカバーの基準は、平成33年4月1日以降に初めて登録・検査使用の届出がある自動車について適用する。（平成33年3月31日までに登録・検査使用の届出がある自動車については、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によること、番号を被覆せず、脱落するおそれなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。）  
 ※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ  
 ※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の厚さ

▲新基準は上の画像の通りとなっており、車もバイクもそれぞれ新基準が明記されています。

この画像を見ただけでははっきりと分かりにくいと思う部分はあるかと思いますが、ここまで説明した状態だとだいぶ分かってきてますよね！

じゃあこれを違反した場合はどうなるのでしょうか...

違反した場合は結構大きな罰則です



違反した場合の罰則は決して小さくはありません...

- 違反点数・・・2点
- 罰金・・・50万円以下

となります。

違反点数 2 点だけでも結構大きい上に、罰金が 50 万円以下と言うのはかなりビビりますね。個人的なイメージですが、数十万の罰金が課せられる場合はそうそう無いかと思います。

しかし、余程悪質な場合は数十万という罰金もあり得そうですね。

## **新基準は 2021 年 4 月からではなく、10 月からに変更された**

元々の新基準適応時期は 2021 年 4 月からと言う事だったのですが、国土交通省は 2021 年 3 月 9 日に新基準適応時期を 2021 年 10 月 1 日からとすると変更の発表をしました。

- **フレームやホルダー**
- **取付ボルト**
- **ナンバーの角度**

▲これら新基準が適応されるバイクは「2021 年 4 月以降に登録された車両...から、2021 年 10 月以降に登録された車両」に延期されました。

これは新型コロナウイルス感染拡大による背景から、猶予期間の延長を決定したとの事です。

4月から10月への変更と言うのは約6か月伸びたという事になりますが、これを認識準備期間と捉えて早め早めの認識を持っておくことがおすすめでしょう！とは言えずでにナンバーの交付を受けているバイクに関しては適応外なので、10月付近でバイクの納車を控えている人はしっかりと認識しておきましょう！

まとめ：少しでも不安なら大人しくしておきましょう！

罰則は決して小さなものではなく、ちょっとだけ調子に乗ったが為に大きなダメージを受けてしまう可能性があります。

少しでも不安なら、無難に絶対に大丈夫と思える方法を選んでおくのが良いでしょう。

- サイドナンバープレート
- フェンダーレス
- 裏ペタ
- その他

ナンバープレート関連だけでも色々なカスタム方法がありますね！

好きなカスタム方法を行うのはバイク乗りとして気分が良いですし、応援したいところですが...しっかりと決められたルールがあるので違反しないかを確認しながらいしましょうね。